

私の育休報告

育児休暇は『休暇』にあらず。

当会会員 女性会員 (65期)

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。会費免除を受けた会員は、報告書を提出することが義務付けられています。本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

「育児休業期間中は仕事をしないのだから、家事も育児も全部私がやるよ。」

これは私が出産前に夫に伝えていた言葉です。

ところが実際に子どもが生まれてみれば、育児だけでもままたまならず、その上家事も全部だなんてとんでもないという状況でした。それだけ育児を甘く見ていたということと、弁護士業という仕事を家事よりも数倍大変な仕事と評価していたということです。

子育ては仕事とは異なる次元で息を抜けません。子どもを昼寝させてのんびりできるなんてことはラッキーかつほんのひとときで、実際はその間に家事をしたり、昼寝が長過ぎても夜寝られなくなるからそろそろ起こそうかなんて考えたりしているうちに夕ご飯の支度、入浴、寝かしつけと嵐のようにタスクが襲いかかります。今日も一日無事に過ごせた、とほっとするまでに一息つけることは少ないのです。

弁護士にはいまだにワーカホリックな男性も多いと思いますが、妻はたとえ育児休業中であっても決して楽ではありません。通勤中

やランチの自由な時間が恋しくなる程です。

ここまで読むと子育ては苦しいことばかりのようですが、もちろん子どもはかわいく日々喜びと驚きにあふれています。初めて笑った、離乳食を食べた、寝返りをした、予防接種で泣いた（泣いてもかわいいです）…挙げればきりがありませんが、子どもの成長をすぐそばで見守り肌で感じることは、何にも代え難い幸せな経験です。月に一度助産師さんが開くベビーマッサージの教室に足を運んでいましたが、参加する度に、今月はこれができるようになった、先月からまた大きくなった、と一緒に参加するママさんたちと確認し合うのも楽しみの一つでした。一度平日ではなく土曜日に開催されたことがあり、そのときには夫にも参加してもらいましたが、一緒に参加してもらっただけで、何より私が一番嬉しかったのをよく覚えています。

ワーカホリックな男性弁護士の皆さんも、自分の仕事の方が大変だなどとは思わず、積極的に子育てに参加と共感をして、子どものかわいさをぜひ夫婦で分かち合ってほしいと思います。

